にししん教育ローン

令和７年　１月　１日現在

商品名	にししん教育ローン

1. ご利用いただける方	【来店型・ＷＥＢ完結型共通】 ・当金庫の会員または会員となる資格を有する個人および個人事業主の方 ①　当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ②　当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ・申込時の年齢が満１８歳以上の方 ・安定継続した収入のある方（年金受給者の方も可） ※大学院（法科大学院含む）、大学、短期大学、専修学校、各種学校（予備校・専門学校含む）、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育園等、就学する学校（教育施設）に、申込人または申込人の子弟・孫・被扶養親族がご入学を予定している方、あるいは在学中の方で国内・海外の別および学校の種類は問いません。 ・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方 【ＷＥＢ完結型のみ】 ・当金庫に普通預金口座を保有され、犯罪収益移転防止法上の取引時確認が完了されている方 ※　普通預金口座をお持ちでない方は、ＷＥＢ完結型はご利用いただけません。 ※　２０歳未満の方は来店型のみのお取扱いとなります。 ※　年金収入のみの方はご利用いただけません。
2. お使いみち	・申込人または申込人の子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金 ※①および②は、お申込み日時点で支払日から３か月以内のものに限り支払い済み資金としてご利用可能です。 ①就学する学校等（教育施設）への納付金（最長１年分）。 ※「納付金」には、寄付金、学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校への入学金を含みます。 ②就学にかかる付帯費用（最長１年分、１００万円以内） ※「付帯費用」とは、受験費用、教材費、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等になります。 ③申込人が①または②を使途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社(消費者金融は除く)から借り入れたローンの借換え資金(にししん教育カードローンは除く)および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 （①または②と合わせた申込みに限ります。）
3. ご融資金額	１，０００万円以内（１万円単位）（２０歳未満の方は３００万円以内） ※当金庫からの借入金（当座貸越極度額を含む）が７００万円を超える場合、出資をしていただき会員となっていただく必要があります。
4. ご利用期間	・１６年以内（３か月以上１か月単位） ・元金返済据置（利払いのみ）期間は卒業予定月までとします。
5. ご融資形式	・証書貸付

6. ご融資利率	・当金庫所定の利率（変動金利型）を適用させていただきます。 ご融資利率は毎月見直しを行っておりますので窓口でご確認ください。ご融資後の金利の見直しは、毎年５月１日ならびに１１月１日現在で、当金庫が定める「基準金利」を基準として見直し、５月１日基準のローン金利は７月の約定返済日の翌日（８月返済分）から、１１月１日基準のローン金利は１月の約定返済日の翌日（２月返済分）から適用になります。 ・次の【プライム】の対象の方は、当金庫所定の利率より年０．２%優遇します。 《プライム》対象条件 ・申込をネット経由でされた方 ・申込日時点または貸付実行日時点で、当金庫における対象ローンが次の条件のいずれかを満たす場合にご利用いただけます。 ① 下記対象ローンをご利用の方で、貸付実行日から６か月以上経過し、かつ直前の返済に延滞のない方、もしくは完済後３年以内の方。 （ア）すべてのしんきん保証基金保証付個人ローン （イ）すべてのしんきん保証基金保証付住宅ローン ② 下記対象ローンを契約中の方、もしくは新規契約される方。 （ア）しんきん保証基金保証付カードローン （イ）しんきん保証基金保証付カードローン（セットプラン） ※教育カードローン、新教育カードローンは含まない ・遅延損害金は、返済すべき元金に対し年１８．２５%となります。
7. ご返済方法	・毎月元金均等または毎月元利均等分割返済とします。 ・申込金額の５０%以内の元金について６か月毎のボーナス併用返済ができます。 ・返済日は任意の指定日とします。
8. 保証人･担保	・原則として不要です。
9. 保証会社・保証料	・一般社団法人しんきん保証基金 ・保証料はご融資利率に含まれております。
10. 必要書類	・本人確認書類 運転免許証（取得していない場合は個人番号カード（表のみ）、顔写真付住民基本台帳カード、運転経歴証明書のいずれか） ※　運転免許証または個人番号カードのいずれもお持ちでない方は「にししんＷＥＢ完結型はご利用いただけません。 ※　有効期限があるものは、有効期限内のものに限ります。 ・所得確認書類（申込極度額が１００万円超の場合） 公的所得証明書（住民税決定通知書、住民税納税通知書、納税証明書その２（所得金額用）等）、源泉徴収票原本、確定申告書(控)、給与明細書（給与所得者で勤続年数が短く、公的所得証明書、源泉徴収票が取れない場合）、年金振込通知書・年金額改定通知書・年金裁定通知書のいずれか ・資金使途確認書類 見積書、注文書、請求書、学校発行の振込用紙等、資金使途が確認できる書類 ※付帯費用のみの申込みの場合は、就学確認書類（合格通知書、在学証明書、学生証、納付金の領収書・領収印のある振込用紙等）が必要となります。 ・借換資金の場合：融資残高ならびに申込人本人の借入であることを確認できる書類 ・その他の資料をご用意いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
11. 手数料	・繰上げ返済をされる場合は、繰上償還手数料３，３００円が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

12.苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 　なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
13.その他	・今回の申込金額と既存の当金庫取扱分および他信用金庫取扱分を含めたしんきん保証基金保証付消費者ローンの現在残高の合計額が３，０００万円以内とします。 ・証書貸付は保証登録内容に基づき現在残高を推定した「推定残高」、当座貸越は、保証登録がなされた「保証金額（貸越極度額）」を現在残高とみなします。 ・資金は、原則可能な限り振込とさせていただきます。 ・保証会社の審査結果によっては、ご要望に添えない場合もございます。なお、審査結果の内容等につきましてはお答えしかねますでご了承下さい。

西中国信用金庫